会　議　録

会　議　名	平成３０年度　第２回　目黒区環境審議会
日　　時	平成３１年１月１０日（木）午後６時３０分～午後８時００分
会　　場	目黒区総合庁舎本館２階　大会議室
出　席　者	委員）西村委員、いいじま委員、森委員、青木委員、倉田委員、前田委員、伊勢委員 藤橋委員、髙林委員、岩田委員、松戸委員、原委員、穀田委員、片桐委員、伊東委員 合計　１５名
	区職員）環境清掃部長、環境保全課長、清掃リサイクル課長、清掃事務所長 【環境保全課】環境計画係長、環境美化推進係長、公害対策係長、 環境計画係員４名 合計　１１名
傍　聴　者	有・　■無
配 付 資 料	（席上配付資料） 資料３０－２－１　目黒区エコプラザの指定管理者の指定について 資料３０－２－２　平成３０年度エコ・チャレンジ顕彰の被顕彰者について 資料３０－２－３　平成３０年度住宅用新エネルギー及び省エネルギー設備設置費助成の受付期間の延長等について 資料３０－２－４　羽田空港機能強化に関する住民説明会開催についてのお知らせ 資料３０－２－５　本日の議事についてのご意見 資 料 番 号 な し　平成３０年度第１回目黒区環境審議会会議録 資 料 番 号 な し　目黒区環境審議会委員名簿・座席表
次　　第	１　開　会 ２　議　題 (1)　報告事項 ア　目黒区エコプラザの指定管理者の指定について イ　平成３０年度エコ・チャレンジ顕彰の被顕彰者について ウ　平成３０年度住宅用新エネルギー及び省エネルギー設備設置費助成の受付期間の延長等について (2)　情報提供 羽田空港機能強化に関する住民説明会開催についてのお知らせ ３　その他 ４　閉　会

会議の結果 及び 主要な発言	**１　開会** ○環境保全課長 　出席者数及び定足数の確認 ○会長 　傍聴者の確認 ○環境保全課長 　配付資料の確認 **２　議題** **(1)　報告事項** **ア　目黒区エコプラザの指定管理者の指定について** ○環境保全課長 　（資料３０－２－１に基づき、説明を行った。） ○会長 　気づいた点や質問があれば発言をお願いしたい。 ○委員 　目黒区エコプラザ（以下「エコプラザ」という。）は、区の環境基本計画等に基づき、地球温暖化対策、ヒートアイランド対策、リサイクルの推進、再生可能エネルギー等の普及啓発事業等を精力的に行う重要な拠点であり、種種の事業を更に発展させていくことが求められている。 　とりわけ、地球温暖化対策や再生可能エネルギーの普及等については、非常に緊急の課題だと思っており、是非とも、指定管理者であるエコライフめぐろ推進協会（以下「協会」という。）と区が、連携体制を強化して、具体的な行動を更に積み上げていっていただきたい。現在、月に１回程度の連絡会を開催しているとのことだが、更に密な関係を保ちながら対応されてはどうかと考えるが、いかがか。 　また、休止中のシルバーアトリエ事業（※1）については、代替事業として不用品情報コーナー（※2）があり、その登録件数は２８年度が３０１件、２９年度は５２４件だったが、３０年度の登録状況はどうか。また、斡旋の成立件数については、２８年度が９２件、２９年度が８９件と、登録件数の増加の割に横ばいで少ないが、今後どう成立件数を増やしていく方針か。 （※1：家具の修理や再生、販売事業を行っていたが、作業場としていた目黒清掃工場の建替工事期間中は、代替となる作業場がなく、やむを得ず休止した。） （※2：家庭で不用になった品物を活かす方法として、「譲りたい方」と「欲しい方」を仲介する仕組みをシステム化したもの。） ○環境保全課長 　指定管理者制度に基づき、５年の節目で、継続による選定の手続きを進めたところである。 　ご指摘のとおり、エコプラザは重要な区の拠点であり、選定に当たっては、協会が多種多様なイベントを開催しているとともに、環境に関する専門的な知識を有す

会議の結果 及び 主要な発言	る区民や、地域のキーパーソンとなるような方々の育成にも非常に力を入れていること等を評価した。今後も協会との連携を強めつつ、新たな指定期間においても、今回の選定評価の結果を踏まえ、毎年度の運営状況をきちんと評価しながら、共に目黒の環境に努めてまいりたいと思う。 　加えて、不用品情報コーナーについては、まだ年度途中であるため、登録・斡旋件数に関する今年度の公式な集計はしていないが、シルバーアトリエ事業の休止に関しては、４年後の３月末に目黒清掃工場が竣工するに当たり、不用品の再生ができるようなスペースも、確保はするとのことで話を進めており、そのような場所で新たな事業の展開ができるかどうかも含めて、協会とともに、課題に取り組んでまいりたいと考えている。 ○委員 　非常に重要な環境問題に対して、協会には、経費削減優先ではなく、エコプラザの設置目的や重要課題に相応しく、行動的・意欲的な創意で、区に活かせるような管理運営をやっていただきたいと考える。そのために区として、積極的に委託経費とする予算を確保し、推進していただきたいと考えるがいかがか。 ○環境保全課長 　経費的な面については、資料３０－２－１、３（２）イの「次期指定期間中の事業計画等の評価結果」を確認していただきたい。 　「評価項目３」に「管理経費に係る経費縮減努力に関する事項」として、「提案額が参考金額として示した価格を基本として、縮減率１％につき１．５点を加点する。」とあるが、これに係る今回の得点は０点だった。協会からは、休止中のシルバーアトリエ事業の再開を含む新たな事業展開を見据え、現段階においては、参考金額に見合った取組を行うという提案があり、具体的な事業内容等についても、目黒区エコプラザ指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）で高い評価をいただいたところである。この結果と今回のご意見を区として重く受け止め、３１年度以降の補助金や運営状況等について、当然に経費縮減を徹底しながらではあるが、きちんと確認してまいりたい。 ○委員 　複数の事業者から相見積りを取り、価格やサービスを比較検討した上で、指定管理者を選定したのか。 　また、指定管理の継続に当たり、区から協会に対して何か要望は出したのか。 ○環境保全課長 　１点目について、指定管理者制度は、民間のノウハウ、活力を活かして適正な管理を行う仕組みを整備したもので、原則公募により選定を行うものである。しかし、エコプラザに関しては、１８年度の制度導入以降、当初の第１期（１８～２０年度）、第２期（２１～２５年度）共に、原則どおり公募による選定を行ったものの、環境に関する専門的な施設ということで、協会を除く他の事業者からの応募が無かった。これを受け第３期（２６～３０年度）以降は、制度上の「公募の特例（※3）」を利用し、継続して指定したところである。なお、継続して指定するに当たっては、先

会議の結果 及び 主要な発言	述した第３者による選定評価委員会を設置し、協会の提出した事業提案等に関して、総括的な評価を公正に行った上で、その結果に基づき「指定管理者候補者（※4)」として決定している。 ２点目の区からの要望について、指定管理者の選定においては、「環境負荷の低減に関する活動を行う団体の育成」や「関係機関との連携」など、区の方針を踏まえた評価項目及び評価基準を文書で提示し、協会に事業計画書等を提出させている。継続して指定するに当たっては、選定評価委員会において、既存の事業の拡充や、不用品再生事業を含む新たな取組の検討状況等についても、確認したところである。 （※3:同一の指定管理者を引き続き選定することにより、より高い効果が期待でき、事業の継続性や安定性が発揮され、利用者サービスが向上する場合もある。そうした場合に限り特例として公募を行わず、継続して選定することもできる。） （※4:指定管理者候補者として決定後に、議会の議決を経て、指定期間中（今回は31～35 年度）の指定管理者として指定する。） ○委員 要するに、公募制だが公募していない（「公募の特例」を利用した。）ということだが、それでよいのか。公募したが応募が無かった、ということと、始めから公募していない、というのは何か違うのではないかと考えるが、いかがか。 ○環境保全課長 ご指摘は重々承知しているが、「公募の特例」については、通常の公募による選定と同様に、指定管理者制度に係る区の基本方針に、公式に定められたものである。 今回、協会によるエコプラザの運営状況等を考慮し、「公募の特例」を選択したが、指定管理者候補者として妥当であるかどうか、選定評価委員会で総括的な評価を行い、「十分水準を超えている（１００点満点中８１．２点)」との結果を得たため、改めて選定の手続きを進めたところである。 ○委員 評価項目の「管理経費に係る経費縮減努力に関する事項」について、「提案額が参考金額として示した価格を基本として、縮減率１％につき１．５点を加点する。」とあるが、「参考金額」とはどのように算出したものか。 また、この評価項目の得点は「０点」だが、提案額が参考金額と同額だったのか、それとも超過してしまったのか。 ○環境保全課長 参考金額として、２，７００万円を提示した。各年度ごとに、前年度の指定管理事業に関し、第３者による運営評価委員会（※5）を設置して、運営評価を行うのだが、今年度実施した昨年度（２９年度）の運営評価において、エコプラザの歳出決算額が２，６８０万円余であったことから、実績をもとに参考金額を決定した(※6)。 なお、提案額は参考金額と同額であった。 （※5:目黒区エコプラザ指定管理者運営評価委員会。） （※6:31 年度以降の委託経費は、会計年度ごとに単年度の協定で定める。） ○委員

会議の結果 及び 主要な発言	同一の事業者が継続して運営する中で、その事業者の歳出決算額を参考に翌年度の予算額を提示するのは、より低コストで、質の高いサービスを提供できるような、他の事業者との比較や、協会自身の事業の見直しを検討すべきではないかという疑念を抱くが、その点いかがか。 ○環境保全課長 先ほどの繰り返しになるが、各年度ごとに行う、前年度の指定管理事業に関する運営評価委員会の総合的な評価において、２６年度から２９年度までの４年間、適正な運営を行ったという結果であったため、ご質疑の件については、毎年度の決算額に対する事業の実施状況等が、きちんと水準を超えていた旨、確認してきたところである。 また、原則どおり公募により選定するか、「公募の特例」を選択するかについては、５年ごとに行う次期指定管理者の選定の時期を迎えるごとに、それまでの実績や運営評価の結果を考慮して判断するものであり、今回は「公募の特例」を選択したが、機械的に継続して指定するものではなく、改めて５年の節目で総合的に検討し、選定を進めたものである。そのため、今後についても、次年度以降、毎年度適正な評価を実施した上で、今回のご意見も踏まえて検討してまいりたい。 **イ　平成３０年度エコ・チャレンジ顕彰の被顕彰者について** ○環境保全課長 （資料３０－２－２に基づき、説明を行った。） ○会長 気づいた点や質問があれば発言をお願いしたい。 ○委員 今年度の被顕彰者は２団体（※7）とのことだが、個人も含め、被顕彰団体数に関する基準はあるのか。 また、今回は個人を顕彰しないようだが、過去の被顕彰者の実績はどうか。 （※7 東山住区住民会議 及び 公益社団法人目黒区シルバー人材センター） ○環境保全課長 「被顕彰者選定基準」では、団体数や事業者数、個人の人数については定めていない。被顕彰者について、昨年度は「１事業者・１個人」、２８年度は「３事業者」、２７年度は「１団体」、２６・２５年度は「３団体」と、ここ数年は概ね３事業者・団体程度であるが、昨年度は個人も顕彰したところである。 本顕彰は１３年度から実施しているが、当初は４０名を超える区民の方を顕彰した実績もあり、来年度以降は、被顕彰者の掘り起こしについても検討してまいりたいと考える。 ○委員 １３年度から、１８年という長い歴史のある顕彰制度だが、現在推進している「１人１日当たり約１００ｇのごみ減量」等、年度ごとにテーマを設定しているのか。 また、因みにではあるが、環境や省エネに関する商品を開発・販売している区内

	の事業者数について、把握しているか。 ○環境保全課長 　エコ・チャレンジ顕彰では、リサイクルやごみ減量も含め、環境清掃部の事業全体を対象に、顕著な取組を行っている区民、事業者、団体等を顕彰している。今回のご意見を踏まえ、どのように被顕彰者を推薦していただくか、今後検討してまいりたい。 　２点目について、地球温暖化防止のため、環境に配慮した行動を行う区内事業者を応援する取組（※8）を行うところではあるが、環境や省エネに関する商品を開発・販売する事業者の数については把握していない。 （※8：めぐろグリーンアクションプログラム（事業所版）） **ウ　平成３０年度住宅用新エネルギー及び省エネルギー設備設置費助成の受付期間の延長等について** ○環境保全課長 　（資料３０－２－３に基づき、説明を行った。）
会議の結果 及び 主要な発言	○会長 　気づいた点や質問があれば発言をお願いしたい。 ○委員 　予算に余裕があるため、助成申請の受付期間を延長し、対象設備の普及を目指したいとのことで、非常に重要な取組だと思っている。前回の審議会で、緊急課題である地球温暖化対策については、「２年後に予定する、区民を対象とした計画改定に向けて、どのような指標を設定するか検討する」との回答だったが、積極的に前倒しで目標を定め、再生可能エネルギーの普及に向けて、環境のめぐろを是非、全国にアピールするような姿勢で取り組んでいただきたい。そのような意味で、助成申請の受付期間の延長は良いことだが、何か工夫や、目標設定をしてはどうかと考えるが、いかがか。 ○環境保全課長 　現在区としては、太陽光発電を中心に、区民に対して地域の温暖化対策計画を推進しているところである。本事業については、ここ数年、助成金額の上限額は同じであるが、昨年度、１，１００万円余の予算額に対する執行率が９７％を超えたことと比較して、今年度は特に、太陽光発電システムに係る申請件数の減少に危機感を持っている。そのため、改めて皆さまの税金を助成金としていることから、適正かつ有効に活用していただきたいと考える。 　なお、事業の周知に関して１点、区議会からもご質疑をいただいているが、昨年の北海道胆振東部地震の際、事前に住宅用太陽光発電システムを導入し、太陽光パネルを設置していたご家庭、建物では、電力会社からの電気供給停止の間も、８割以上のユーザーが自立運転機能（※9）を有効に活用したという報道があった。 　これを受け、どのようなＰＲができるか、災害発生時の不安を募らせるような対応はできないが、今年度の結果を踏まえて検討し、周知に努めてまいりたいと考え

会議の結果 及び 主要な発言	る。 （※9：日中ある程度の発電量があれば、必要な操作・設定を行うことで、停電時でも、電気を使うことができる。） ○委員 ＰＲと関連して、環境にやさしい目黒にするために、ＳＤＧｓ（エスディージーズ）（※10）への取組が話題になっており、自治体、企業及び教育機関が、強固に連携することが非常に重要であるとの報道があったが、今後についてどのように考えるか。 （※10：2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成。） ○環境保全課長 ご指摘のＳＤＧs については、先ほどと同様に区議会からもご質疑をいただいており、区として今後どのように取り組んでいくか、各学校での環境負荷の低減に関する取組等、環境に係るものにとどまらず、区全体が一体となって、全庁的な取組を進めることが必要となるため、ご指摘のとおり、他の所管や教育委員会等とも、より連携を深めながら、検討してまいりたいと考えている。 **(2)　情報提供** **ア　羽田空港機能強化に関する住民説明会開催についてのお知らせ** ○環境保全課長 （資料３０－２－４に基づき、説明を行った。） ○会長 気づいた点や質問があれば発言をお願いしたい。 ○委員 昨年１２月の報道で、「新飛行経路を飛行する航空機の地上からの見え方をＣＧにて表現する」とあったようだが、今回の住民説明会で確認できるのか。 ○環境保全課長 フェーズ５（５順目となる国土交通省主催の住民説明会）の報道発表等については、国のホームページでも既に公開されており、詳細な情報提供を行う予定で、ご指摘のような、主要地点での、新飛行経路の見え方イメージも確認できると聞いている。 ○委員 離発着による騒音についてお伺いしたい。航空機の飛行経路直下での騒音は、目黒区役所でも直接聞いたが、新飛行経路案のうち、渋谷ヒカリエ・目黒区三田上空を通過するルートに関して、側方、直下から少し離れた地点、例えば１ｋｍ離れた地点や、直下にほど近い旧山手通り周辺の青葉台１丁目から３丁目、上目黒１丁目辺りでは、どれくらいの音がするのか、今回の住民説明会で実際の音を聞くことはできるか。

	○環境保全課長 　先の委員に対するお答えと重なるが、国が報道発表した資料のなかで、新飛行経路側方での騒音の情報提示もあり、経路直下からの側方距離に応じた騒音の聞こえ方等について、イメージしてもらえるよう機器を充実し、住民説明会を開催する予定とのことである。 　なお、国の報道発表資料のうち、経路直下からの側方距離に応じた騒音の聞こえ方に関するグラフでは、大井町駅付近の、着陸時１，０００ｆｔ（フィート）での状況における、大型機・小型機それぞれの側方距離に応じた聞こえ方が示されており、例えば大型機の場合、経路直下の８０ｄＢ（デシベル）から、５００ｍ、１ｋｍ、１，５ｋｍと経路直下を離れるに従って、次第に減衰している。 　いずれにせよ、ご質疑の件については、住民説明会において国が対応する予定であると認識している。 ○委員 　これまで、離陸時にも区の西部から東部を縦断して飛行するという案があったが、今日の資料では記載がないようである。 　これについて、離陸時は区の上空を通らないということか、それともまだ未定で、検討中ということなのか。 ○環境保全課長 　国から示された、現段階での案という認識である。 ○委員 　離陸時に区の上空を飛行するルートは、無くなったという理解でよいか。 ○環境清掃部長 　無くなったかどうかはわからないが、現段階では、今回ご説明した案が示されている、ということを認識している。 **３　その他** ○環境保全課長 　（前回の審議会で出された、他課の事業に係る質問・要望事項に対し、各担当課からの回答に基づき、説明を行った。） 　・大橋ジャンクションの壁面緑化（みどりと公園課） 　・目切坂付近の大木伐採（地区整備事業課・土木工事課・みどりと公園課） 　・樹木の質の低下（みどりと公園課） 　・生け垣の新設等に関する助成の周知強化（みどりと公園課） ○環境保全課長 　事務連絡として最後に、本審議会の委員の皆様については、今年の６月３０日をもって、２年の任期が満了する予定である。そのため、任期満了まで開催が無い場合は、本日の審議会が、現在の委員の皆様にお集まりいただく最後の審議会となる。 　まだ任期満了を迎えていないところではあるが、委員の皆様においては、２年間、区の環境清掃行政について熱心なご議論・ご意見をいただき、私ども事務局から、

	感謝を申し上げたい。大変ありがとうございました。 ○会長 事務局から案内があったとおり、すぐに委員改選の時期となる。 せっかくの機会なので、委員の皆様から一言ずつご意見やご感想をいただきたい。 （各委員から一言ずつ挨拶。） **４　閉会** ○会長 本日の議事について意見や質問があれば、資料３０－２－５に記入の上、 １月１７日（木）までに事務局へ提出していただきたい。 以上で平成３０年度第２回目黒区環境審議会を終了する。 以　　上